

●令和 7・8 年度建設工事等競争入札参加資格における格付等級について

1 格付する資格の種類

建設工事に係る資格のうち、「一般土木工事」「建築工事」「電気工事」「管工事」「舗装工事」の 5 資格については、客観的要素（客観点）と主観的要素（主観点）を合わせた総合評定数値に応じて、A から D の 4 等級（一般土木工事）、A から C の 3 等級（建築工事）、A から B の 2 等級（電気工事、管工事、舗装工事）の格付けを行う。

2 格付に係る客観的要素および主観的要素について

(1) 客観的要素（客観点）

客観的要素は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 に規定する経営事項審査基準に則って算定する。ただし、客観的要素の算出にあたり、X 1 評点については、苫小牧港管理組合の入札参加資格の種類に対応する建設業の許可業種に係る完成工事高の合計により再算定した評点を、Z 評点については、経営事項審査により算出された評点のうち、苫小牧港管理組合の入札参加資格の種類に対応する建設業の許可業種の最高点をもって算出する。

(2) 主観的要素（主観点）

主観的要素は、定期の申請による資格の審査を行う年の前々年の 1 月 1 日から前年の 12 月 31 日までの間に検定を行った工事の施工成績評定点の平均値に応じて算定する。ただし、主観的要素による点数の加点により上位の等級になることを辞退した建設業者については算定しない。